

女性限定フィッシングサークルTLC会則

- 第1条 本会は女性限定フィッシングサークルTLC（略称 TLC）と称する。
- 第2条 本会の主たる事務局は、東京都目黒区自由が丘1-4-10に置く。
- 第3条 本会は事務局の承認を経て必要な地に支部を置くことができる。
- 第4条 本会は会員の交流の場と釣りを楽しむ機会を増やし、会員の知識向上、意識向上および技術向上を目指すことを主たる目的とする。また、本会の活動を通じて社会全体の女性アングラーに対する認知度を向上させ、女性アングラーが利用する釣場環境の改善や釣り具の女性ニーズが満たされていくように促すことも目的とする。
- 第5条 本会は前項の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。
- ① 会員限定または女性を中心とした釣行会、釣り教室、セミナー、親睦会等の開催
 - ② ホームページ運営、ニュースレター発行、メディア取材への対応等による情報発信
 - ③ 会員相互の連絡、技術向上、情報交換等の活動
- 第6条 本会は会員の自主性と協調性を重んじ、会員の積極的で自由な活動の場となることを旨とする。
- 第7条 本会は2016年1月1日より次の2種類の会員によって構成する。
- ① 正会員：本会の会則に賛同した本会主催イベントへの参加経験者で、所定の正会員入会申込の手続きを行い、事務局の承認を得た女性。
 - ② ビジター会員：本会の会則に賛同して正会員入会を検討し、本会イベントに初参加する女性。
- 第8条 本会の会員は2016年1月1日より下記の特典を有する。
- ① 正会員
 - ◆ 本会主催の釣り教室、セミナー、オフ会等に参加できる。
 - ◆ 本人の希望により本会のホームページ上に会員の活動・連絡先等を紹介するスペースを確保できる。
 - ◆ 会員自身がセミナー、ワークショップ、オフ会等を主催する場合、本会が定める水準を満たしている開催内容に限り本会ホームページ上に告知できる。
 - ② ビジター会員
 - ◆ 本会本部または正会員主催のビジター会員を対象とした教室、セミナー、オフ会等に1回のみ参加できる。
- 第9条 本会は入会費無料とする。
- 第10条 会員は各種イベント参加時に必要な参加費を支払う。また、会員はキャンセル時に所定のキャンセル料を支払う義務を負う。
- 第11条 本会の運営に必要な費用および物品は、主に協力企業からの寄付金および協賛企業からの商品提供によって賄う。
- 第12条 本会の経費は下記事項に支出する。
- ① 公式ホームページ運営、公式 Facebook ページ運営、公式 Twitter 運営、メールマガジン発行

などインターネットを介した情報発信にかかる経費および人件費

- ② 本会主催イベントの運営費用、講師料など

第13条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名以内
- 事務局長 1名
- 役員 3名以内

第14条 役員は正会員が担当し、事務局が推薦した候補者の中から役員会にて出席者の過半数の賛成で選任される。但し平成27年12月より28年12月においては本会設立者である金子マミが役員を任命することができる。また、状況に応じて役員は兼務を可能とする。役員は事務局にて選出し、また、その解任も事務局にて了承され、役員会にて出席者の過半数の賛成で解任される。

第15条 本会の役員は任期は2年とし留任を妨げない。

第16条 役員会その他必要に応じて開催する本会会合にかかる経費の全てまたは一部は、事務局の承認のもと本会経費として支出する。

第17条 役員に欠員が生じたときは、事務局にて後任者を選任し、役員会に報告する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第18条 本会会長および副会長は、顧問または相談役（オブザーバー）を選出し、役員会の決議を経て依頼することができる。

第19条 本会は本会則を必要に応じて役員会が決議した上で内容を変更することができる。

第20条 本会は役員会及び事務局をもつ。

- ① 役員会は決議機関として年1回開催し、活動計画、会則改正、役員改選、その他重要な事項を決定する。
- ② 役員会は会長が招集し3名以上の役員の出席で成立する。また、役員会での決議は出席者の過半数の賛成により決定する。
- ③ 緊急を要する事項が発生したときは会長及び役員のいずれかにより協議、決定することができるが、事後に役員会に報告する。

第21条 本会の事務を処理するため、会長の指定する場所に事務局をおく。

- ① 事務局は、役員会の決議に従って、本会の事務を処理する。
- ② 事務局には事務局長をおく。

第22条 本会の運営に関し必要な細則は、事務局において協議し決定し執行する。

第23条 毎年12月に事務局が会員資格の継続審査を行う。継続審査前の2年以内に累計1回以上、本会主催イベントもしくは本会主催のオフ会へ参加した者が継続して正会員資格を有する。

第24条 ビジター会員資格は本会主催イベントへの参加後に失格する。

第25条 会員は自由に退会する事ができる。ただし本会主催イベントに2年以上参加しないときは退会したものとみなす。

- ① 退会或いは特別な事由がなく会員資格が失効した会員は再入会の意思表示と所定の手続きを行い、事務局の承認によって再入会することができる。

第26条 下記に該当する者は本会への入会を認めない。

- ① 会員登録の際に虚偽の氏名、連絡先、生年月日を申請した者。
- ② 過去に本会および協力企業、協賛企業、他会員および関係者の名誉を毀損した者。
- ③ 過去に本会および協力企業、協賛企業、他会員および関係者をその事実の有無に関わらず誹謗中傷した者。
- ④ 事務局により会員資格の取消処分を受けた者。
- ⑤ その他、事務局が入会不適格と認めた者。

第27条 本会は正会員入会申込後の審査内容に関して申込者に対して説明する義務を負わない。

第28条 本会もしくは他会員に対する意見、相談、苦情は当事者間で話し合う努力をすること。過去および現在において意見、相談、苦情を当事者間で話し合う努力をせず、第三者に対して一方的な意見を掲示した者はその掲示方法に関わらず本会則第29条に基づき退会処分とする。また、処分対象者の行為が悪質と事務局が判断した場合に限り当会は退会処分事由について公示する。

第29条 本会は下記の事項に該当する者に対し、事務局で協議の上、予告なく退会処分ができる。また、退会処分について本会は処分対象者に対して事由の説明義務を負わない。

- ① 会員登録の際に虚偽の氏名、連絡先、住所、生年月日を申請した者。
- ② 本会会員の和を乱す行動をした者。
- ③ 本会および関係企業や他会員の名誉を毀損した者。
- ④ 事実の有無に関わらず本会および関係企業や他会員を誹謗中傷した者。
- ⑤ 道徳的および法的に問題のある行動をした者。
- ⑥ 事由に関わらず当会イベントの直前キャンセルや無断キャンセルが年2回以上あった者。
- ⑦ 当会内で宗教やマルチ商法、政治活動と思われる行為をした者。
- ⑧ その他、事務局が会員として不適当と認めた者。

第30条 正会員資格の取消処分は処分決定後に事務局もしくは代理人より対象者へ通達する。

第31条 正会員資格の取消処分（除名）対象者が法的に問題のある行動を継続した場合、本会公式サイトに取消処分の事実と対象者の氏名を掲載し公表する場合がある。

第32条 法的な訴訟の必要に応じた場合、事務局の所在地を管轄する東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

附則 この会則は平成27年12月1日より施行する。